

2023年8月22日
近畿労働金庫

法人のお客さまに係る実質的支配者に関する当金庫の取組み

平素より<近畿ろうきん>をご利用いただきましてありがとうございます。

近年、国内において預金口座を悪用した特殊詐欺などの金融犯罪が発生しています。また、国際社会においてもマネー・ローンダリング、テロ資金供与や大量破壊兵器拡散などの防止対策の重要性がますます高まっております。

このため、当金庫でも、金融システムの一員として、これら犯罪を防止し、また、お客さまが、これらの犯罪等に巻き込まれるようなことなく、安心・安全に<ろうきん>をご利用いただけるよう、様々な対策を講じています。

この対策の一環として、当金庫では、法人のお客さまの預金口座が、マネー・ローンダリングやその他「特殊詐欺」などの金融犯罪に意図せずに巻き込まれ悪用されないよう、法人のお客さまの事業経営を実質的に支配できる影響力を持っている（大口株主等の）個人の方（実質的支配者）の確認をさせていただいています。

既に実質的支配者の方をお申出いただいているお客さまを含め、順次、お取引目的等のご申告に関するお手続きをご案内させていただきます。業務ご多忙の折、誠に恐れ入りますが、上記の趣旨にご理解を賜り、当金庫よりご依頼させていただきます事項へのご回答、必要資料のご提出にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご依頼させていただきます事項へのご回答、必要資料のご提出にご協力いただけない場合は、誠に申し訳ございませんが、やむを得ず入出金・お振込み等のお取引を制限させていただくことがございます。

お客さまに安心・安全に<ろうきん>をご利用いただくために必要な取組みですので、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となる法人のお客さまの範囲

一定の要件に該当する法人のお客さま

対象となる法人の範囲は、下記4. をご参照ください。

2. お願いするお手続き

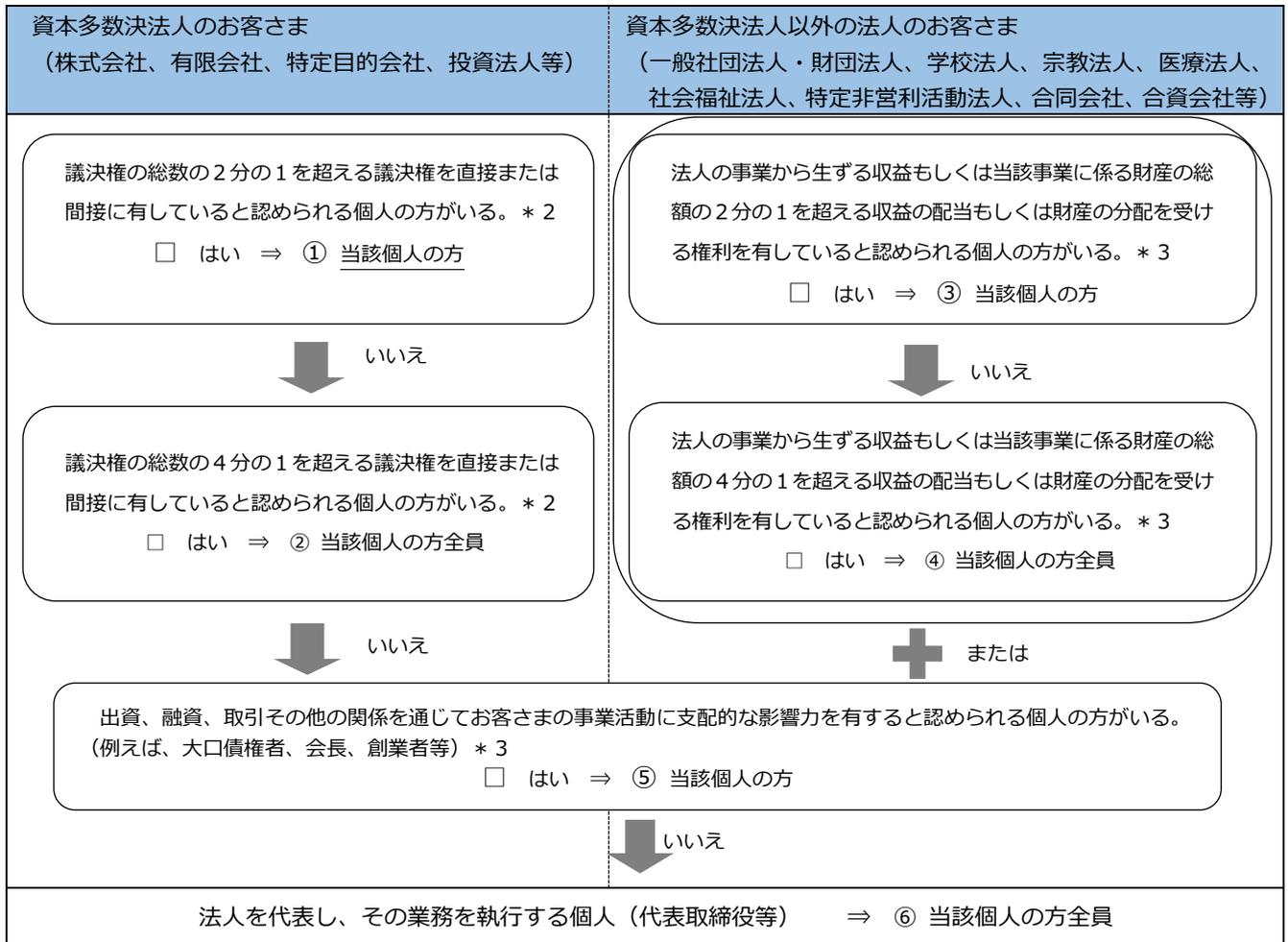
(1) 郵送等でご案内する「お取引目的等の確認に関するご協力のお願い」へのご回答

(2) 必要書類のご提出

「登記事項証明書」（現在の登記内容が反映された、発行6カ月以内のもの）

3. 対象法人と実質的支配者

お客さまの法人の形態に応じて、実質的支配者は下記に掲げる個人の方となります*¹。



* 1 病気等により、法人のお客さまを実質的に支配する意味または能力を有していないことが明らか個人の方、または業務執行を行うことのできない個人の方は実質的支配者に該当しません。また、実質的支配者は個人の方となりますが、法人が該当する場合(個人とみなされる場合)もあります。具体的には、国、地方公共団体、上場企業等とその子会社が挙げられます。

* 2 議決権を間接に有しているとは、例えば、個人が、お客さまである企業Aの議決権を保有する企業Bを介して間接的に企業Aの議決権を有していることをいいます。この場合において、間接保有というためには、個人は、企業Bの50パーセントを超える議決権を有していることが要件となります。

* 3 ③または④に加えて⑤にも該当する個人がいる場合は、該当する個人の双方が実質的支配者となります。

【ご参考】

金融庁ホームページ「金融機関のマネロン対策にご協力ください」

<https://www.fsa.go.jp/news/30/20180427/20180427.html>

以上